

## 社長のための勉強

平成 29 年 8 月 1 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

### 消費税の軽減税率制度

平成 31 年 10 月 1 日の消費税率の引上げと同時に、「軽減税率制度」が実施されます。

#### ① 税率

- ・標準税率 10%（消費税 7.8%、地方消費税 2.2%）
- ・軽減税率 8%（消費税 6.24%、地方消費税 1.76%）

#### ② 軽減税率の対象となる品目

- ・酒類、外食、ケータリング等を除く飲食料品

(例) ハンバーガー店 … 「店内飲食 10%」、「テイクアウト 8%」

おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外が一体となっているものは 1 万円以下（税抜）で食品価額の占める割合が 3 分の 2 以上の場合に限り全体が軽減税率の対象となります。

- ・週 2 回以上発行される新聞で定期購読契約に基づくもの

軽減税率制度は、飲食料品を取り扱う卸売業・小売業・飲食業だけでなく全ての事業者に影響があります。対象品目を扱わない業種であっても会議費（来客用茶菓子）や交際費（贈答用食品）として飲食料品を購入する場合には区分して経理を行う必要があります。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください